

知的財産管理技能検定2級完全マスター②特許法・実用新案法【改訂7版】をご購入いただいた皆様へ

第45回(2023年7月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級完全マスター②特許法・実用新案法【改訂7版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第46回	2023年11月18日(土)	2023年5月1日
第47回	2024年3月10日(日)	2023年9月1日
第48回	2024年7月21日(日)	2024年1月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

該当箇所	変更前	変更後
P151 Lesson14 民法[1] 1 契約の成立、有効要件 (1) 契約の成立 1行目～3行目	契約は、「申込み」の意思表示と「承諾」の意思表示の合致により成立します。契約書を締結しなければ成立しない、との誤解もあるようですが、口頭であっても意思表示が合致すれば、契約は成り立ちます*。	契約は、「申込み」の意思表示と「承諾」の意思表示の合致により成立します。契約書を締結しなければ成立しない、との誤解もあるようですが、 保証契約などの一部の契約を除いて 、口頭であっても意思表示が合致すれば、契約は成り立ちます*。
P151 Lesson14 民法[1] 1 契約の成立、有効要件 5行目～7行目	②は、契約内容が確定可能であること、 実現可能であること、適法であって 社会的妥当性を有することです。強行規定* や 公序良俗に反するような内容である契約は、有効ではなく成立しません。	②は、契約内容が確定可能であること、 実現可能であること、適法であること 、社会的妥当性を有することです。 契約内容が当事者双方にとって不明瞭であったり 、強行規定* に違反していたり や 公序良俗に反するような内容である契約は、有効ではなく成立しません。
P151 Lesson14 民法[1] 1 契約の成立、有効要件 注釈「任意規定」	※「任意規定」とは、当事者の意思表示が優先され、当事者の合意が あれば排除できる規定です 。例えば、民法404条では、「利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による」旨が規定されていますが、法定利率が年3パーセントであった時に、当事者が「年1パーセント」の利率で合意した場合は、「年1パーセント」の利率が優先して適用されます。一方、当事者の意思表示よりも優先され、当事者の合意があっても排除できない規定を「強行規定」といいます。例えば、民法678条における「組合から任意に脱退することができる」旨を規定する部分は、 強行規定であり、これに反する契約は効力を有しません(最高裁平成11年2月23日第三小法廷判決)。	※「強行規定」とは、当事者の意思表示 よりも 優先され、当事者の合意が あっても排除できない規定を いいます。例えば、民法678条における「組合から任意に脱退することができる」旨を規定する部分は 強行規定であり、これに反する契約は効力を有しません(最高裁平成11年2月23日第三小法廷判決)。 これに対し「任意規定」とは、 当事者の意思表示が優先され、当事者の合意があれば排除できる規定です 。例えば、民法404条では、「利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による」旨が規定されていますが、法定利率が年3パーセントであった時に、当事者が「年1パーセント」の利率で合意した場合は、「年1パーセント」の利率が優先して適用されます。
P157 Lesson14 民法[1] Question 問2	2. 契約の有効要件として、(1)当事者に(④)能力、意思能力、(⑤)能力が備わっていること、(2)契約内容が確定 でき 、(⑥)可能であること、(3)(⑦) であって社会的妥当性を 有すること、(4)表意者の意思表示に(⑧)がないこと、が挙げられる。	2. 契約の有効要件として、(1)当事者に(④)能力、意思能力、(⑤)能力が備わっていること、(2)契約内容が確定 可能であること 、(⑥) 可能 であること、(3)(⑦)を有すること、(4) (3) 表意者の意思表示に(⑧)がないこと、が挙げられる。

該当箇所	変更前	変更後
P158 Lesson14 民法[1] Answer 問2	2. 契約の有効要件として、(1)当事者に (④権利) 能力、意思能力、(⑤行為) 能力が備わっていること、(2)契約内容が確定 でき 、(⑥ 実現) 可能であること、(3) (⑦ 適法) であって社会的妥当性を有すること、(4) 表意者の意思表示に (⑧ 瑕疵) がないこと、が挙げられる。	2. 契約の有効要件として、(1)当事者に (④権利) 能力、意思能力、(⑤行為) 能力が備わっていること、(2)契約内容が確定 可能であること 、(⑥ 適法) 可能 であること、 (3) (⑦ 社会的妥当性) であって社会的妥当性 を有すること、 (4) (3) 表意者の意思表示に (⑧ 瑕疵) がないこと、が挙げられる。
P199 Lesson18 関税法 3 輸出または 輸入してはならない貨物 関税法 69 条の 11	関税法 69 条の 11 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。 九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作権隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品	関税法 69 条の 11 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。 九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作権隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品 (意匠権又は商標権のみを侵害する物品にあつては、次号に掲げる貨物に該当するものを除く。) 九の二 意匠権又は商標権を侵害する物品 (外国から日本国内にある者 (意匠権を侵害する物品にあつては当該物品を業として輸入する者を除くものとし、商標権を侵害する物品にあつては業としてその物品を生産し、証明し、又は譲渡する者を除く。) に宛てて発送した貨物のうち、持込み行為 (意匠法第二条第二項第一号 (定義等) 又は商標法 (昭和三十四年法律第二百二十七号) 第二条第七項 (定義等) に規定する外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為をいう。) に係るものに限る。)
P200 Lesson18 関税法 3 輸出または 輸入してはならない貨物 3行目	…知的財産侵害物品として定められており (関 69 条の 2 第 1 項 3 号、4 号、69 条の 11 第 1 項 9 号、10 号)、税関で取締りを行っています。	…知的財産侵害物品として定められており (関 69 条の 2 第 1 項 3 号、4 号、69 条の 11 第 1 項 9 号、 9 号の 2 、10 号)、税関で取締りを行っています。

該当箇所	変更前	変更後
<p>P200 Lesson18 関税法 3 輸出または 輸入してはならない貨物 囲み内 輸入してはならない貨物</p>	<p>① (省略) ② ② 不正競争防止法2条1項1～3号、10号、17号または (…省略…) 1</p>	<p>① (省略) ② 外国から日本国内にある非事業者宛てて発送した貨物のうち、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為に係る意匠権又は商標権を侵害する物品 ③ 不正競争防止法2条1項1～3号、10号、17号または (…省略…)</p>
<p>P200 Lesson18 関税法 3 輸出または 輸入してはならない貨物 本文の最後に追加</p>	<p>…つまり、水際で取り締まることで、模倣品・海賊版の拡散を防止しています。</p>	<p>…つまり、水際で取り締まることで、模倣品・海賊版の拡散を防止しています。</p> <p>上記「輸入してはならない貨物」の②について、もともと知的財産権を侵害する物品は、税関において関税法に基づく没収等取締りの対象とされていましたが（関69条の11第1項第9号及び第2項）、知的財産権の権利侵害となり得るのは業としての行為に限られ、個人使用目的による行為については権利侵害とならないため、個人使用目的で輸入される模倣品（意匠権または商標権を侵害する物品）は没収等を行うことができませんでした。</p> <p>一方、近年、電子商取引の発展や国際貨物に係る配送料金の低下等により、海外の事業者が、国内の個人に対して少量の模倣品を郵便等で直接販売、送付する事例が急増しており、このような個人使用目的で輸入される模倣品の増加に歯止めをかけることができない状況にありました。</p> <p>そこで、令和3年に改正された商標法及び意匠法において、海外の事業者が模倣品を郵送等により日本国内に持ち込む行為について、権利侵害行為となることが明確化されたことを受けて、令和4年に関税法が改正され、海外の事業者が郵送等により日本国内に持ち込む模倣品（意匠権または商標権を侵害する物品）が、「輸入してはならない貨物」として、税関の取締りの対象となりました（関69条の11第1項第9号の2）。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P201～202 Lesson18 関税法 4 輸出／輸入してはならない貨物に係る認定 関税法 69 条の 12	関税法 69 条の 12 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに前条第一項第九号 又は第十号 に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この款において「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（前条第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。以下この款において同じ。）をいう。以下この款において同じ。）及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号 又は第十号 に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。	関税法 69 条の 12 税関長は、この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物のうちに前条第一項第九号 から第十号まで に掲げる貨物に該当する貨物があると思料するときは、政令で定めるところにより、当該貨物がこれらの号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続（以下この款において「認定手続」という。）を執らなければならない。この場合において、税関長は、政令で定めるところにより、当該貨物に係る特許権者等（特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者（前条第一項第十号に掲げる貨物に係る同号に規定する行為による営業上の利益の侵害について不正競争防止法第三条第一項（差止請求権）の規定により停止又は予防を請求することができる者をいう。以下この款において同じ。）をいう。以下この款において同じ。）及び当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物について認定手続を執る旨並びに当該貨物が前条第一項第九号 から第十号まで に掲げる貨物に該当するか否かについてこれらの者が証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨その他の政令で定める事項を通知しなければならない。
P204 Lesson18 関税法 6 輸出／輸入してはならない貨物に該当する場合 関税法 69 条の 11 第 2 項	関税法 69 条の 11 第 2 項 税関長は、前項第一号から第六号まで、 第九号又は第十号 に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。	関税法 69 条の 11 第 2 項 税関長は、前項第一号から第六号 又は第九号から第十号まで に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。
P204 Lesson18 関税法 6 輸出／輸入してはならない貨物に該当する場合 囲み内 ①	① 通知があったことを知った日の翌日から起算して2カ月以内に、税関長に対して異議申立て を行う（関 89 条 1 項）	① 税関長の処分について不服があるときは、これらの処分を行った税関長に対して、処分の通知を受けた日の翌日から3か月以内に、再調査の請求 を行う（関 89 条 1 項）

該当箇所	変更前	変更後
P207 Lesson18 関税法 Answer 問2	5. 貨物が知的財産侵害物品であると通知された輸入者は、通知があった日の翌日から起算して(⑭ 2カ月)以内に(④税関長)に対して、(⑮ 異議申立て)ができる。そのほか、権利者から(⑯同意)書を取得したり、その貨物の侵害部分の(⑰切除)等の修正が行える。	5. 貨物が知的財産侵害物品であると通知された輸入者は、通知があった日の翌日から起算して(⑭ 3カ月)以内に(④税関長)に対して、(⑮ 再審査の請求)ができる。そのほか、権利者から(⑯同意)書を取得したり、その貨物の侵害部分の(⑰切除)等の修正が行える。
P219 Lesson20 弁理士法 2 弁理士の業務 弁理士法4条2項4号を追加	三 前二号に掲げる事務についての相談	三 前二号に掲げる事務についての相談 四 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号) 第五條の二の十一第一項及び第二項(同法第六十五條第六項及び実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号) 第三十條において準用する場合を含む。)に規定する意見を記載した書面を提出しようとする者からの当該意見の内容(特許法及び実用新案法の適用に関するものに限る。)に関する相談
P219 Lesson20 弁理士法 2 弁理士の業務 弁理士法6条	弁理士法6条 弁理士は、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号) 第七十八條第一項、実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号) 第四十七條第一項、意匠法第五十九條第一項又は商標法第六十三條第一項に規定する訴訟に関して訴訟代理人となることができる。	弁理士法6条 弁理士は、特許法第七十八條第一項、実用新案法第四十七條第一項、意匠法第五十九條第一項又は商標法第六十三條第一項に規定する訴訟に関して訴訟代理人となることができる。
P222 Lesson19 弁理士法 3 弁理士または弁理士法人ではない者の業務の制限 弁理士法75条	弁理士法75条 弁理士又は 特許業務法人 でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、(…省略…)	弁理士法75条 弁理士又は 弁理士法人 でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、(…省略…)